

平成30年11月29日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 山極 壽一（会長）
2. 委員会名 科学的エビデンスに基づく「スポーツの価値」の普及の在り方に関する委員会
3. 設置期間 幹事会承認日から平成32年9月30日

4. 課題の内容

(1) 課題の概要

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を1年8か月後に控えた今は、学術の面からスポーツの在り方を考えるよい機会といえる。スポーツ庁は、東京オリンピック・パラリンピック後を視野に入れて「第2期スポーツ基本計画」（2017～2021年度）を策定しスポーツ振興策を推進している。この施策の基本は、国民に科学的エビデンスや知見に基づく「スポーツの価値」を普及・啓発することにある。

一方、学術の観点から考えると、ルール化された身体運動という意味でのスポーツは、現代社会を構成する重要な要素であるが、ルールも身体観も運動理解も、時代とともに変化することに着目する必要がある。それゆえに、スポーツは、スポーツ独自の問題にとどまらず、科学や技術、思想、社会、人びとの生き方、共感のありかたと深くつながっている。

我が国には、学校の体育以外にも子どもたちがスポーツを体験する場が多様に存在するが、そこからオリンピックやパラリンピックの選手を目指すとなると、家庭を含め、環境は極めて限定的、かつ閉鎖的である。それが、ルール化によってスポーツが封じ込めたはずの暴力や多様なハラスメントを生み出す元凶ともなってきたと思われるが、それを科学的エビデンスと知見に基づいて検討する場がこれまではあまり存在しなかった。

このような状況の中、スポーツ庁長官より、科学的エビデンスに基づく「スポーツの価値」の普及の在り方に関して、学術会議に審議依頼があった。

(2) 審議の必要性と達成すべき結果

e スポーツやマインドフルネスをはじめ、従来のスポーツとは異なる概念がスポーツ界に登場している。スポーツを人間中心に捉え直し、科学的に再定義することが求められている。また、閉じた世界で起こりがちなハラスメントについても、他の世界の状況を参照しつつ、その発生の仕組みや構造を俯瞰的に洗い出し、日本全体でその最小化に取り組むことが必要である。

本委員会は、スポーツ庁からの審議依頼を受けて、スポーツに関係する事実を科学的に検証し、これからのスポーツのあり方を展望する最新の科学的エビデンスや知見を整理すると共に、EBPM (Evidence-Based Policy Making) を推進するための体制整備に関する検討を行い、回答をまとめる。同時に、時代とともに変わる科学的エビデンスに基づくスポーツをめぐる議論を他の分野にも応用し、社会全体に展開することを目指す。

そのためには、審議依頼の内容を踏まえ、以下の検討が必要である。

- ① 日常生活の中で自然にスポーツに親しむこと(「スポーツ・イン・ライフ」)が、個々人の心身の健康、体力の増進さらには学習・認知能力や対人関係力等の伸長にどのように寄与・貢献するか、ひいては、社会全体の便益(例えば医療費抑制、経済効果など)をもたらすかといった基本的問題に関する最新の科学的知見の整理
- ② 従来のスポーツ界の伝統・慣習や独特の組織文化・精神文化等との関係も含め、スポーツ参画者や関係業界が拡大・変化していく中で「スポーツの価値」をより高めていくための科学的知見の活用といった、スポーツ界と科学との関係の在り方の検討
- ③ 心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進等を目的・効果とした「身体活動」と理解されてきた(スポーツ基本法前文参照)我が国のスポーツが、科学技術の進展、情報技術環境の変化によって、その価値にどのような影響があるかといった今日的論点に関する科学的知見の整理
- ④ 「スポーツの価値」の普及を図るスポーツ政策において、科学的知見をいかに政策に反映させるか、またEBPM (Evidence-Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案)を推進していくための体制整備(スポーツ庁と関係諸学会との連携の在り方を含む)に関する提案

(3) 日本学術会議が過去に行っている検討や報告等の有無

- ・学術会議と科学技術振興機構が共催した Gender Summit 10 において、「スポーツにおける身体とジェンダー・サイエンスの推進」セッションを実施し、オリンピック・パラリンピックの女性アスリートの活躍と社会におけるジェンダー平等との関係を国際比較するとともに、スポーツの再定義と関わる身体文化とその新たな可能性について議論した。この議論の結果は「Gender Summit 10 報告書」(平成 30 年 3 月)にまとめられた。

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミーの関連する報告等の有無

- ・平成 27 年度 スポーツ庁委託事業「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント調査研究事業」報告書（平成 28 年 3 月）
- ・オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて最終報告（平成 28 年 7 月 21 日、オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議）
- ・スポーツ基本計画（平成 29 年 4 月）

(5) 各府省等からの審議依頼の有無

- ・スポーツ庁からの審議依頼（別紙）を受けている。

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

スポーツを学術の観点から俯瞰的に議論するためには、スポーツ科学のみならず、生活科学、歴史学、情報学、工学などの専門家による分野横断的な委員会が必要となる。また、スポーツ選手としての経験を有する立場からの発言は不可欠であり、現在の学術会議会員・連携会員の選考基準にはない、日本代表やオリンピック・パラリンピック経験を持つ科学者や障がい者スポーツに関わる科学者を特任連携会員として委員会に加える必要がある。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

委員会は、第一部、第二部、第三部の会員、並びに連携会員、合計 20 名以内で構成する。この中に日本代表やオリンピック・パラリンピック経験者や、現在なおスポーツ界で活躍する者、障がい者スポーツを専門とする科学者を特任連携会員として含める。また、若手アカデミーからも 2～3 名程度を委員委嘱する。委員には、分野の多様性ととともに、ジェンダー・バランスに配慮する。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

委員会設置後、できるだけ早く委員会を開催して議論を進め、2019 年秋までには公開シンポジウムを開催し、様々な関係者との意見交換を実施する。スポーツ庁との調整を図りながら、2020 年初めには答申案をまとめる。同時に、東京オリンピック・パラリンピックに向けた提言を発する。その後、提言の普及と実行に向け、関係者との交渉にあたる。

6. その他課題に関する参考情報

本委員会では、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みをしている学術会議外の機関とも連携をはかり、意見交換を実施していく。